

あて先：秋田県知事

住宅の名称 県営 住宅 棟 号

秋田県営住宅条例第 21 条第 1 項（第 36 条第 2 項）の規定により、次のとおり収入を申告します（報告します）。

入居しようとする者及び同居しようとする者並びに別居する控除対象配偶者及び扶養親族	ふりがな 氏名	入居者との 関係	生年月日	年齢	職業	勤務先の所在地、 名称及び電話番号	所得年額 (円)	控除対象（該当する欄に○印を付けてください）										備考
		本人						給与所得者等	同居者	同居しない扶養親族	老人控除対象配偶者	老人扶養親族	特定扶養親族	障害者	特別障害者	寡婦	ひとり親	
	計(A)																	
※収入申告（報告）の審査の状況							(A)-(B)/12 ※収入月額							円				
※控除額	1 給与所得者等				7 障害者		※収入超過者の認定の要否							要 ・ 否				
	2 同居者				8 特別障害者		※高額所得者の認定の要否							要 ・ 否				
	3 同居しない扶養親族				9 寡婦		※収入基準超過の有無							要 ・ 否				
	4 老人控除対象配偶者				10 ひとり親													
	5 老人扶養親族				11 その他													
	6 特定扶養親族																	
	計（B）				円													

- (注) 1 「所得年額」欄には、前年の所得金額に係る所得証明書（所得の種類、扶養親族の数及び各種の控除の内容が記載されているものに限る。）の合計所得の欄に記載されている額を記入してください。
- 2 前年において、年の中で就職し、又は退職した場合は、「備考」欄にその旨及びその年月日を記入してください。
- 3 ※印欄には、記入しないでください。
- 4 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 住民票の写し
 - (2) 市町村長の発行する前年の所得金額に係る所得証明書（同居者で15歳未満の者又は15歳以上の学生については、所得証明書の提出は要しないもの
とすることができる。但し、この場合において、大学又は専門学校に在学中の者については在学証明書又は学生証の写しを提出するものとする）
 - (3) 退職等により過去1年に収入が無かった場合は、退職等を証する書類
 - (4) 次の項目に該当する場合は、その事実を証する書類
 - i 身体障害者、精神障害者または知的障害者の場合は障害等の程度を証する書類
 - ii 戦傷病者でその障害の程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症のもの
 - iii 被爆者
 - iv 引揚者で引き揚げた日から5年を経過していないもの
 - v ハンセン病療養所入所者
 - (5) (2)で控除が確認できない場合は、控除適用事実を確認できる書類
 - (6) 上記の他、審査に必要な書類